第一条　標準運送約款

改　正　後	改　正　前
（旅客名簿くの記載） 第20条　（略） ⑴～⑶　（略） ⑷　（略） ア　（略） イ　日本国内に住所を有しない外国人である旅客　国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第四十条の四十五に規定する国籍等をいう。）及び旅券番号 ⑸乗船の日時及び港並びに下船の港 ⑹事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否	（旅客名簿くの記載） 第20条　旅客は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第15条（同法第21条の５において準用する場合を含む。）に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。 ⑴氏名 ⑵年齢、生年月日又は大人、子ども及び幼児の区分 ⑶性別 ⑷次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項 ア　イに掲げる旅客以外の旅客　住所又は住民票に記載されている市区町村名 イ　日本国内に住所を有しない外国人である旅客　国籍及び旅券番号 ⑸～⑹　（略）

第二条　ＯＣＲ告示

改　正　後	改　正　前
海技免許限定解除（変更）申請書（第３号様式） ⑴・⑵　（略）	海技免許限定解除（変更）申請書（第３号様式） ⑴　免状番号欄は、免状番号を記載すること。 ⑵　本籍の都道府県名欄は、申請者が日本人である場合は、別表第４に定めるところに従って、本籍の都道府県名を漢字で記載すること。
⑶　国籍等欄は、申請者が韓国又は朝鮮の国籍を有する者である場合には、国籍等を表示するチェック欄に「×」を記載し、それ以外の国又は地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）に属する国籍を有する者である場合には、別表第５に定めるところに従って、当該国又は地域のコード番号を記載すること。	⑶　国籍欄は、申請者が韓国又は朝鮮の国籍を有する者である場合には、国籍を表示するチェック欄に「×」を記載し、それ以外の外国の国籍を有する者である場合には、別表第５に定めるところに従って、その国籍国のコード番号を記載すること。
⑷　（略）	⑷　その他については、海技免許申請書（第２号様式）の記載方法⑴、⑹から⑼及び⑿の例により記載すること。
登録事項（海技免状）訂正申請書（第５号様式） ⑴　（略）	登録事項（海技免状）訂正申請書（第５号様式） ⑴　訂正項目欄は、登録事項又は海技免状の記載事項の訂正項目を表示するチェック欄に「×」を記載すること。
⑵　氏名、本籍の都道府県名又は国籍等に訂正があった者は、該当する旧・誤欄に訂正前の事項を、それぞれ記載すること。	⑵　氏名、本籍の都道府県名又は国籍に訂正があった者は、該当する旧・誤欄に訂正前の事項を、それぞれ記載すること。
⑶・⑷　（略）	⑶　出生年月日等の誤り欄は、新・正の項には変更後又は訂正後の登録事項又は海技免状の記載事項を、旧・誤の項には変更前又は訂正前の登録事項又は海技免状の記載事項を、それぞれ記載すること。 ⑷　その他については、海技免許申請書（第２号様式）の記載方法⑴、⑹から⑻まで及び⑿並びに海技免許限定解除（変更）申請書（第３号様式）の記載方法⑴から⑶の例により記載すること。

操縦免許申請書（第18号様式）

⑴～⑹　（略）

操縦免許申請書（第18号様式）

⑴　ＯＣＲの読み取り箇所は、片仮名、漢字、アラビア数字又は記号を用いて、ＨＢ0．5≡ ≡の芯のシャープペンシル又はこれと同等の濃度及び太さで明確に記載すること。

⑵　資格種別等欄の上欄は、別表第１に定めるところに従って、その略号を表示するチェック欄に「×」を記載すること。

　また、特定操縦免許講習であって登録特定操縦免許講習機関が行うものの課程を修了した者が特定操縦免許を申請する場合又は設備等限定を付された者である場合にあっては、資格種別等欄の下欄の該当するチェック欄に「×」を記載すること。

⑶　試験事務所番号欄は、操縦試験を受けた指定試験機関の事務所を別表第９に定めるところに従って、その試験事務所のコード番号を記載すること。

⑷　申請者氏名欄のカタカナ欄には、申請者の氏名の片仮名表記を次のイ、ロ及びハに従って記載すること。この場合において、氏名を表示する片仮名等（濁点、半濁点及び空欄を含む。）が23字以上のときははじめから22字を記載し、23字以上の文字については申請書の裏面に記載すること。

イ　左詰めで、氏名の氏と名は１マスあけて記載すること。

ロ　濁点又は半濁点は、１文字として記載すること。

ハ　片仮名は全て大文字で記載し、小文字にあたる文字については、当該文字の直上の小文字区分欄のチェック欄に「×」を記載すること。

⑸　申請者氏名欄の漢字欄には、申請者氏名を次のイ、ロ及びハに従って、日本人のみ記載すること。この場合において氏名等（空欄を含む。）が13字以上のときははじめから12字を記載し、13字以上の文字については申請書の裏面に記載すること。

イ　楷書体で明確に記載すること。

ロ　左詰めで、氏名の氏と名は１マスあけて記載すること。

ハ　濁点又は半濁点付きの平仮名又は片仮名は１マスで記載し、濁

	点又は半濁点を１文字として扱わないこと。
	⑹　申請者住所欄には、郵便番号、電話番号及び現住所を左詰めで記載すること。この場合において、現住所については申請者が日本人にあっては、住民票の住所を、外国人にあっては日本国内の住所を、日本国内に住所がない者にあっては日本国内における連絡先を次のイ、ロ及びハに従って記載すること。 イ　都道府県名は先頭３マスに左詰めで漢字で記載すること。 ロ　「丁目」、「番地」、「号」、「アパート・マンション名」、「号棟」、「号室」等は省略し、数字等のみをアラビア数字等（アルファベットを含む。）で記載すること。なお、数字等と数字等の間は「ー」でつなぐこと。 ハ　都道府県名を除く住所が53字以上のときははじめから52字を記載し、53字以上の文字については申請書の裏面に記載すること。
⑺　国籍等欄は、申請者が韓国、朝鮮又は米国の国籍を有する者である場合には、国籍等を表示するチェック欄に「×」を記載し、それ以外の国又は地域に属する国籍を有する者である場合には、別表第５に定めるところに従って、当該国又は地域のコード番号を記載すること。	⑺　国籍欄は、申請者が韓国、朝鮮又は米国の国籍を有する者である場合には、国籍を表示するチェック欄に「×」を記載し、それ以外の外国の国籍を有する者である場合には、別表第５に定めるところに従って、その国籍国のコード番号を記載すること。
⑻～⑾　（略）	⑻　現有操縦免許欄は、小型船舶操縦士の免許を受有している場合に、免許証番号又は免状番号を記載すること。なお、旧免許を受有する者にあっては、旧免状番号を左詰めで記載すること。
	⑼　現有海技免許欄は、受有している全ての海技免許の種類を、別表第１に定めるところに従って、その略号を表示するチェック欄に「×」を記載すること。
	⑽　その他については、海技免許申請書（第２号様式）の記載方法⑶、⑷、⑺、⑻及び⑿並びに海技免許限定解除（変更）申請書（第３号様式）の記載方法⑵の例により記載すること。
	⑾　写真欄には、申請者の写真を次のイからニまでに従って貼付すること。 イ　申請者本人のみが撮影されたものであること。

	ロ　申請の日前６ケ月以内に撮影されたものであること。 ハ　縦45ミリメートル×横35ミリメートル（縁なし）のものであること。 ニ　顔正面で、無帽かつ無背景であること。
登録事項（操縦免許証）訂正申請書（第21号様式） ⑴　（略） ⑵　氏名、出生年月日、本籍の都道府県名又は国籍等を訂正する者は、申請書裏面の該当する欄に訂正前の内容を記載すること。 ⑶　（略）	登録事項（操縦免許証）訂正申請書（第21号様式） ⑴　訂正項目欄は、登録事項又は免許証の記載事項の訂正項目を表示するチェック欄に「×」を記載すること。 ⑵　氏名、出生年月日、本籍の都道府県名又は国籍を訂正する者は、申請書裏面の該当する欄に訂正前の内容を記載すること。 ⑶　その他については、海技免許申請書（第２号様式）の記載方法⑺、⑻及び⑿、海技免許限定解除（変更）申請書（第３号様式）の記載方法⑵、操縦免許申請書（第18号様式）の記載方法⑴、⑷から⑺まで及び⑾並びに操縦免許限定解除（変更）申請書（第19号様式）の記載方法⑴及び⑶の例により記載すること。
操縦免許証更新申請書（第22号様式） ⑴　氏名、住所（郵便番号及び電話番号を除く。）、本籍の都道府県名又は国籍等に変更があった者は、該当する変更のチェック欄に「×」を記載するとともに、氏名、本籍の都道府県名又は国籍等については、申請書裏面の該当する欄に変更前の内容を記載すること。 ⑵　帰化によって日本の国籍を取得した場合にあっては、本籍の都道府県名欄に都道府県名を記載し、その変更のチェック欄に「×」を記載すること。（国籍等の変更のチェック欄には「×」は記載しないこと。） ⑶　帰化によって国又は地域に属する国籍を取得した場合にあっては、国籍等欄に当該国又は地域を記載し、その変更のチェック欄に「×」を記載すること。（本籍の変更のチェック欄には「×」は記載しないこと。） ⑷・⑸　（略）	操縦免許証更新申請書（第22号様式） ⑴　氏名、住所（郵便番号及び電話番号を除く。）、本籍の都道府県名又は国籍に変更があった者は、該当する変更のチェック欄に「×」を記載するとともに、氏名、本籍の都道府県名又は国籍については、申請書裏面の該当する欄に変更前の内容を記載すること。 ⑵　帰化によって日本の国籍を取得した場合にあっては、本籍の都道府県名欄に都道府県名を記載し、その変更のチェック欄に「×」を記載すること。（国籍の変更のチェック欄には「×」は記載しないこと。） ⑶　帰化によって外国の国籍を取得した場合にあっては、国籍欄に国籍を記載し、その変更のチェック欄に「×」を記載すること。（本籍の変更のチェック欄には「×」は記載しないこと。） ⑷　特例申請欄は、更新期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在す

	る者が更新期間前に小型船舶操縦免許証の更新の申請をする場合は「１」のチェック欄に、海技免状を受有する者が同時に有効期間の更新の申請をする場合（起算日の変更に係る申請又は更新期間前に更新の申請をする場合に限る。）は「２」のチェック欄に「×」を記載すること。 ⑸　その他については、海技免許申請書（第２号様式）の記載方法⑺、⑻及び⑿、海技免許限定解除（変更）申請書（第３号様式）の記載方法⑵、操縦免許申請書（第18号様式）の記載方法⑴、⑷から⑺まで及び⑾並びに操縦免許限定解除（変更）申請書（第19号様式）の記載方法⑴及び⑶の例により記載すること。
小型船舶操縦士国家試験申請書（第25号様式） ⑴～⑻　（略）	小型船舶操縦士国家試験申請書（第25号様式） ⑴　受験する試験欄は、別表第１に定めるところに従ってその略号を表示するチェック欄（二級小型船舶操縦士（第二号限定）の試験を受験する者にあっては、「二級若年」のチェック欄）に「×」を記載すること。また、受験する試験欄の試験開始期日欄には試験の開始日を記載し、試験地欄には試験を受ける市町村名を記載すること。 ⑵　同時申請欄は、複数の種別に係る試験を同時に申請する場合に、⑴の例により記載すること。 ⑶　受験内容欄の身体検査欄には、医師による検査の結果を記載した小型船舶操縦士身体検査証明書の有無に応じ該当するチェック欄に「×」を記載すること。また、学科試験欄又は実技試験欄には、受験する内容に応じ該当するチェック欄に「×」を記載すること。 ⑷　申請者氏名等欄の氏名カナ欄には、申請者の氏名の片仮名表記を次のイ、ロ及びハに従って記載すること。この場合において、氏名を表示する片仮名等（濁点、半濁点、空欄を含む。）が23字以上のときははじめから22字を記載すること。 イ　左詰めで、氏名の氏と名は１マスあけて記載すること。 ロ　濁点又は半濁点は、１文字として記載すること。

	ハ　片仮名は全て大文字で記載し、小文字にあたる文字については、当該文字の直上の小文字区分欄のチェック欄に「×」を記載すること。 ⑸　本籍欄は、申請者が日本人である場合は、本籍の都道府県名を表示するチェック欄に「×」を記載すること。 ⑹　写真欄には、申請者の写真を次のイからニまでに従って貼付すること。 イ　申請者本人のみが撮影されたものであること。 ロ　提出の日前６ケ月以内に撮影されたものであること。 ハ　縦45ミリメートル×横35ミリメートル（縁なし）のものであること。 ニ　顔正面で、無帽かつ無背景であること。 ⑺　出生年月日欄は、出生の年月日を記載すること。この場合において、申請者が日本人にあっては元号により、外国人にあっては西暦により、該当するチェック欄に「×」を記載すること。 ⑻　性別欄は、性別を表示するチェック欄に「×」を記載すること。
⑼　国籍等欄は、申請者が韓国、朝鮮又は米国の国籍を有する者である場合には、国籍等を表示するチェック欄に「×」を記載し、それ以外の国又は地域に属する国籍を有する者である場合には、当該国名又は地域名を記載すること。 ⑽　現有操縦免許欄は、小型船舶操縦士の免許を受有している場合に、免許証番号又は免状番号を記載すること。また、同欄の現有免許証の確認事項欄には現有免許証の氏名、本籍又は国籍等が申請者氏名等欄、本籍欄又は国籍等欄の記載と異なる場合に、該当するチェック欄に「×」を記載すること。 ⑾・⑿　（略）	⑼　国籍欄は、申請者が韓国、朝鮮又は米国の国籍を有する者である場合には、国籍を表示するチェック欄に「×」を記載し、それ以外の外国の国籍を有する者である場合には、その国籍国の国名を記載すること。 ⑽　現有操縦免許欄は、小型船舶操縦士の免許を受有している場合に、免許証番号又は免状番号を記載すること。また、同欄の現有免許証の確認事項欄には現有免許証の氏名、国籍が申請者氏名等欄、本籍欄又は国籍欄の記載と異なる場合に、該当するチェック欄に「×」を記載すること。 ⑾　現有海技免許欄は、海技免許を受有している場合に、該当するチェック欄に「×」を記載すること。 ⑿　その他については、海技免許申請書（第２号様式）の記載方法⑴の例により記載すること。

第三条　海賊

改正後	改正前
（特定日本船舶への確認特定警備従事者の乗船及び小銃等の積込み等） 第五条　（略） 一　船長への事前通知 認定船舶所有者は、確認特定警備従事者の特定日本船舶への乗船及び小銃等の積込みの前に船長に積み込まれる小銃の側面及び当該小銃に打刻された製造番号を写した写真を送付し、かつ、特定警備実施計画に記載された確認特定警備従事者の国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）、住所、氏名、生年月日、性別及び旅券の番号、積み込まれる小銃の名称及び製造番号並びに実包の種類及び数量を通知するものとする。 二～四　（略）	（特定日本船舶への確認特定警備従事者の乗船及び小銃等の積込み等） 第五条　確認特定警備従事者の乗船及び小銃等の積込みを適正に実施するため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。 一　船長への事前通知 認定船舶所有者は、確認特定警備従事者の特定日本船舶への乗船及び小銃等の積込みの前に船長に積み込まれる小銃の側面及び当該小銃に打刻された製造番号を写した写真を送付し、かつ、特定警備実施計画に記載された確認特定警備従事者の国籍、住所、氏名、生年月日、性別及び旅券の番号、積み込まれる小銃の名称及び製造番号並びに実包の種類及び数量を通知するものとする。 二　船長による確認特定警備従事者の乗船及び小銃等の積込みの確認 船長は、特定日本船舶に確認特定警備従事者が乗船し、小銃等を積み込むに当たっては、前号の規定により送付された写真及び通知された事項について、確認するものとする。 三　確認特定警備従事者の小銃等の積込み 小銃等の積込みは、海賊多発海域において、確認特定警備従事者が実施するものとする。 四　その他事項の確認 船長、確認特定警備従事者その他確認を行う必要があると船長が認める者は、相互に次に掲げる事項を確認するものとする。 イ　確認特定警備従事者の構成 ロ　予想される海賊行為の態様及びその対応方針 ハ　小銃等の取扱いに関する留意事項 ニ　航海計画（小銃等の取卸しを行う地点並びに我が国海上自衛隊

2　（略）

により護衛される海域及び通過海域に関する事項を含む。）

ホ　消火設備、通信設備その他の船内設備の使用方法

2　船長は、前項第二号の規定により小銃等の積込みの確認をした場合には、次の各号に掲げる事項を記録簿に記載するものとする。

一　日時及び場所

二　小銃の名称及び製造番号

三　実包の種類及び数量